宮城県後期高齢者医療広域連合規則第7号(平成19年3月28日)

職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成19年宮城県後期高齢者医療 広域連合条例第12号)第2条第3号の規定により、職務に専念する義務を免除する ことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
- (2) 広域連合の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合
- (3) 国、地方公共団体又はその他の団体等から依頼を受け、広域連合の行政の運営上特に必要と認められる講演又は講義等を行う場合
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第46条の規定に基づく勤務条件に 関する措置の要求若しくは同法第49条の2第1項の規定に基づく不利益処分に関 する不服申立てをし、又はこれらの審査に当事者として出頭を求められた場合
- (5) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項若しくは第 2項の規定により公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又は同 法第61条の規定によりこれらの審査に出頭を求められた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認めた場合 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。